

5. 5. 29
1238

芳秋第一五八二號

昭和五年五月二十四日

善規銀監丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官 殿
 各府縣 長官 殿

（抄本）

青松電気鉄道株式会社、紛議ニ関スル件 第二報

要旨の本月五日会社役員より要求ヲ拒絶ス

(1) 要求ヲ拒絶セリトシル役員ハ、二上日役員大會ヲ開催シ（本會第一五〇九號）議案書ヲ再提出スルコトニ決定シ、二十日会社役員會ハ、議案書ヲ提出シ、二十四日正午開會セリトシテ、

（2）役員ハ、今般又變更ニ對スル多數者ヲ選マツルコトヲ以テ、会社側ノ田舎町ニヨリテハ、議案書ヲ再提出スルコトヲ決定シ、議案書ニアリ執行書中

標記会社ニ於ケル公休手當金全廢問題ニ伴フ紛議ニ関シテハ、既

報、通りナルヲ甚、後、増強左記ノ通り有之

（抄本）